

平成 28 年度小牧市地域公共交通会議事業計画（案）

小牧市地域公共交通会議設置要綱第 3 条に規定する所掌事項を遂行するため、次の事業を実施する。

事 業

- (1) 市内における適切な乗合旅客運送の態様及び運賃等に関する事項
- (2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 5 条第 1 項に規定する地域公共交通網形成計画の策定に関する事項
- (3) その他目的を達するために必要な事項